

福島県林地開発許可制度実施要綱

昭和50年4月1日 50農計第 98号
最終改正 令和8年5月1日 8 森第408号

(趣旨)

第1条 この要綱は森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2及び第10条の3に基づく林地開発許可制度の適正な執行を図るため法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）、福島県森林法施行細則（平成12年福島県規則第106号。以下「細則」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき、申請書の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号。以下「様式告示」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 法第10条の2第1項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をする者は、林地開発許可制度の趣旨に則して実施することはもちろん、その実施については自らの責任で施行し、かつ、その管理責任を負うことを基本理念とする。

2 知事は、開発行為の適正な履行を確保するとともに、法の趣旨に違反する開発行為を未然に防止するため、関係市町村等との密接な連携と協力を得て林地開発許可制度の趣旨徹底を図るための啓蒙、指導に努めるものとする。

(開発許可申請書の添付書類)

第3条 省令第4条に規定する申請書（様式第1号）の添付書類は、省令第4条及び細則第2条に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、知事が認める場合には、一部省略することができる。

- 一 開発事業区域における当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する次に掲げる書類
 - ア 開発事業区域における当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書及び土地登記事項証明書並びに公図の写し
 - イ 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書については、アに加え原則として印鑑登録証明書
- 二 開発行為に関係のある公共施設の管理者の同意を得ていること又は協議を了していることを証する次に掲げる書類
 - ア 開発区域内における既存の公共施設の管理者の同意を得ていることを証する書類
 - イ 取・排水に係る河川及びその他の用排水施設に係る管理者の同意を得ていることを証する書類（ただし、一次放流先までとする。）
 - ウ 開発行為完了後移管される施設に関する公共施設管理予定者との協議を了していることを証する書類
- 三 開発しようとする森林の周辺区域において生活及び産業活動に影響を受ける者の同意を得ていることを証する次に掲げる書類
 - ア 開発により直接の影響を受ける水利権者の同意を得ていることを証する書類（ただし、一次放流先までとする。）
 - イ 地域住民の生活への影響の関連からみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、関係地方公共団体等との間における「環境の保全に関する

る協定書」等の写

- 四 細則第2条第6項第2号について、融資により調達する場合にあって申請時点で融資証明書の添付が困難な場合には、林地開発許可処分後に融資を受けることが明らかな書類及び許可処分後から開発行為に着手する前に融資証明書を提出すること並びに提出期日を明確にし、その期日までに融資証明書を提出できない場合には廃止届（様式第6号）を提出することを誓約する書類
- 五 細則第2条第7項について、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等、当該書類を添付することが困難な場合には、施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類及び開発行為に着手する前に当該書類を提出することを誓約する書類
- 六 河川等の管理者との協議を了していることを証する書類
- 七 その他知事が必要と認め指示する書類

（工事着手の届出及び施行状況の報告）

- 第4条 法第10条の2第1項の許可を受けた者（以下「開発行為者」という。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 2 開発行為者は、許可後完了するまでの間、毎年9月30日現在における林地開発行為の施行状況について、その翌月の15日までに知事に報告（様式第3号）しなければならない。

（標識の掲示）

- 第5条 開発行為者は、開発行為の期間中、開発対象区域に通じる主要な道路の付近で、かつ、許可に係る工事現場の見やすい場所に林地開発許可標識（様式第4号）を掲示しておかなければならない。

（開発行為の承継の届出）

- 第6条 許可に係る開発行為の工事の完了前に相続、合併、事業の譲渡その他の理由により、開発行為の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為地位承継届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が認める場合には、一部省略することができる。
 - 一 相続又は合併による承継の場合
 - ア 開発許可指令書の写
 - イ 相続又は合併の事実を証する書類
 - 二 事業の譲渡その他の理由により、開発行為の地位を承継した場合
 - ア 開発許可指令書の写
 - イ 工事施行に関する権原を取得したことを証する書類
 - ウ 開発行為の区域の土地に関する権原を取得したことを証する書類（第3条第1項第1号を準用するものとする。）
 - エ 承継人が法人の場合には、法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。準ずるものについては細則第2条第4項に定めのあるものとする。）。承継人が法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（類するものについては細則第2条第4項に定めのあるものとする。）
 - オ 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類（細則第2条第6項に定めのあるものとする。また、融資により調達する場合であって融資証明書の添付が困難な場合

は第3条第1項第4号を準用するものとする。)

カ 防災措置の設置に関わる者に関する書類(細則第2条第7項に定めのあるものとする。また、施行者が決定していない場合等は第3条第1項第5号を準用するものとする。)

キ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認め指示する書類

(開発行為の一時中止・再開・廃止届出)

第7条 開発行為者は、事業着手後開発行為を中止する場合や、その事業を再開する場合、また廃止する場合にはあらかじめ林地開発行為一時中止(再開・廃止)届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 当該開発をしようとする森林の区域の現況を撮影した写真
- 二 開発行為を一時中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書等
- 三 開発行為を再開しようとするときは、工事工程表
- 四 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書等
- 五 その他知事が必要と認め指示する書類

(災害発生の届出)

第8条 開発行為者は、開発対象区域内において災害が発生した場合には、直ちに必要な措置をとるとともに、遅滞なく災害発生届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(開発行為の計画の変更)

第9条 開発行為者は、許可を受けた開発行為の計画について次に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ林地開発計画変更許可申請書(様式第8号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 開発行為の目的を変更する場合
 - 二 開発行為に係る森林面積が20パーセントを超えて増加又は1ヘクタールを超えて増加する場合
 - 三 切土・盛土等の変更
 - ア 盛土法長が20メートル以上又は切土法高が15メートル以上となる法面が新たに生じる場合
 - イ 採土又は捨土場所を他に移動又は追加する場合
 - 四 防災施設の変更
 - ア 森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設(擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池等、以下「許可条件に付した施設」という。)の廃止又は新設する場合
 - イ 許可条件に付した施設の断面又は容量等構造上の変更に伴い、安全度(安定計算、許容放流量等)について見直しが必要となる場合
 - ウ 許可条件に付した施設の工種を変更する場合
 - エ 許可条件に付した施設の排水系統の変更や水路の計画流量断面を減にする場合
 - オ 許可条件に施設の仕様(容量、強度、水の放出量など主要な仕様)を付している場合、その仕様に変更が生じる場合
 - 五 着手又は完了時期の大幅な変更
 - ア 着手又は完成の時期が予定した工期に比較して1年を超えて遅れる場合
 - 六 開発計画の工区区分を変更する場合
 - 七 その他計画変更の内容が許可基準の定めに影響を及ぼすことになる場合
- 2 開発行為者は、前項各号のいずれにも該当しない軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ林地開発計画変更届出書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の林地開発計画変更許可申請書及び第2項の林地開発計画変更届出書には、次に掲げる図

書を添付するものとする。

- 一 計画変更後の区域図
- 二 開発行為に関する計画書のうち計画の変更に伴いその内容が変更される図書
- 三 計画変更に係る利用計画図の前後対照図
- 四 必要に応じ、第3条第1項各号に掲げる書類

(工事完了の届出)

- 第10条 開発行為者は、許可に係る開発行為が完了したとき（全体完了確認）及び法第10条の2第4項に規定に基づく条件に附された部分の工事が完了したとき（部分完了確認）は、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（様式第10号）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 開発行為者は、次に掲げる要件を全て満たすときに限り、工区等の完了毎に林地開発行為完了届出書を知事に提出し、その確認を受けることができる。（分割完了確認）
- 一 あらかじめ工区等の設定を含んだ開発行為の計画で許可を受けていること。
 - 二 確認する部分が該当工区等の全体であること。
 - 三 確認する部分が許可を受けた開発行為の計画どおりに完了していること。
 - 四 確認する部分及び周辺地域に土砂の流出等災害発生のおそれがないように措置されていること。
- 3 開発行為者は、第1項及び第2項の確認を受けるに当たっては、立会うとともに確認するうえで必要な資料の提出を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(違反行為に対する措置)

- 第11条 知事は、法第10条の3第1項に該当する違反行為をした者に対して、速やかに中止又は復旧の指示、若しくは命令の措置を講ずるものとする。
- 2 前項の違反行為をした者は、知事が行う現地立入調査及び事情聴取等に協力しなければならない。

(連絡調整)

- 第12条 法第10条の2第1項第1号、及び第3号の規定により許可制の適用のない開発行為について当該開発行為をしようとする者（以下「協議者」という。）は、事前に知事と連絡調整を行わなければならない。
- 2 協議者は、前項の協議事項を遵守し、林地開発許可制度の趣旨に即した適正な開発行為の履行を確保しなければならない。

(申請書又は届出書の経由及び提出部数)

- 第13条 省令及びこの要綱により知事に提出する申請書、又は届出書（これらの添付図書を含む。）は、所轄の福島県農林事務所の長を経由して提出するものとする。
- 2 前項の申請書、又は届出書（これらの添付図書を含む。）の提出部数は次に掲げるとおりとする。ただし、知事が意見照会等のために提出を求める場合はその部数とする。
- 一 省令第4条に規定する申請書については、1通とする。
 - 二 前号の添付書類については、正本1部とする。
 - 三 この要綱の定めによる申請書及び届出書（これらの添付図書を含む。）の提出部数は、正本1部とする。
 - 四 第2号の添付書類並びに第3号の申請書及び届出書について、福島県事務決裁規程（昭和44年3月20日福島県訓令第2号）第5条に定める福島県農林水産部長専決許可処分（開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタール以上の開発行為）に係る場合にあっては、正副2部とする。

(事務処理の方法)

- 第14条 この要綱に定があるもののほか、円滑な事務処理を図るために必要な事項は、別途要領に

定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日付け50農計第98号により昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年2月14日付け54森保第98号により昭和54年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年1月19日付け60森保第19号により昭和60年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月26日付け2森保第241号により平成2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年7月6日付け2森保第265号により平成2年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月7日付け4森保第387号により平成4年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月13日付け9森土第202号により平成9年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日付け10森土第128号により平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第4条の規定に基づき締結されている契約については、当該契約が解除されるまでの間、改正前の要綱第4条の規定はなお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日付け12森土第134号により平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日付け14森土第38号により平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月17日付け15森土第124号により平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月30日付け20森第1995号により平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日付け24森第2900号により平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日付け2森第3743号により令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日付け4森第3906号により令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日付け8森第408号により令和8年5月1日から施行する。

林地開発許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

申請者氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

電話番号 ()

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

(注意事項)

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

林地開発行為着手届出書

年 月 日

福島県知事

住 所

申請者氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

年 月 日付け福島県指令 第 号で許可された林地開発行為について、下記のとおり着手したので、福島県林地開発許可制度実施要綱第4条の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
着 手 年 月 日	年 月 日
予 定 工 期	
工事施工者	住 所 氏 名 連 絡 場 所
現場管理責任者	住 所 氏 名 連 絡 場 所

（添付書類）林地開発許可標識の掲示状況の写真、及び掲示位置を示した図面。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

福島県知事

住 所
 申請者氏名 法人にあつては、名称
 及び代表者の氏名
 電話番号 ()

年 月 日付け福島県指令 第 号（最終変更 年 月 日付け福島
 県指令 第 号）で許可された林地開発行為について、年 月 日現在の施行状
 況を福島県林地開発許可制度実施要綱第4条の規定により報告します。

記

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村			
開発行為に係る森林の 土地の面積	ヘクタール			
開発行為の目的				
完了（予定）年月日	年 月 日			
工事 施工者	住 所 氏 名 連絡場所			
施 行 状 況	区 分	進捗率 (%)	摘 要	
	全 体 工 事			
	内 訳	防 災 工 事		
		本 工 事		
	附 帯 工 事			

（添付書類）1 開発区域の状況が明らかな写真。（開発区域の全景、防災施設の設置箇所の状況。）

2 工事に着手していない、又は工事が遅延している場合は、その理由を記載した書類。

（注 意）1 工事進捗率は、事業費ベースで算定する。

様式第5号（要綱第6条第1項関係）

林地開発行為地位承継届出書

年 月 日

福 島 県 知 事

住所
承継人氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

森林法第10条の2第1項の許可を受けた者の地位を下記のとおり承継したので、福島県
林地開発許可制度実施要綱第6条の規定により届け出ます。

記

許 可 年 月 日 ・ 番 号 (最 終 変 更)	(年 月 日 付 け 福 島 県 指 令 第 号 号) (年 月 日 付 け 福 島 県 指 令 第 号 号)
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 氏 名 (法 人 に あ つ て は 事 務 所 の 所 在 地 、 名 称 、 代 表 者 名)	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 原 因	
備 考	

(添付書類) 1 相続又は合併による承継の場合

- ア 開発許可指令書の写
- イ 相続又は合併の事実を証する書類
- 2 事業の譲渡その他の理由により、開発行為の地位を承継した場合
 - ア 開発許可指令書の写
 - イ 工事施工に関する権原を取得したことを証する書類
 - ウ 開発行為の区域の土地に関する権原を取得したことを証する書類
 - エ 承継人が法人の場合には、法人の登記事項証明書。承継人が法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - オ 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - カ 防災措置の設置に関わる者に関する書類
 - キ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認め指示する書類

林地開発行為一時中止（再開・廃止）届出書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

年 月 日付け福島県指令 第 号（最終変更 年 月 日付け福島県指令 第 号）で許可された林地開発行為について下記により一時中止（再開・廃止）したいので、福島県林地開発許可制度実施要綱第7条の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
着手年月日	年 月 日
開発行為の進捗状況	
一時中止 再開・廃止 年月日	年 月 日 (一時中止予定期間 年 月 日まで)
一時中止 再開・廃止 の理由	
事後処理の方法	

- (添付書類) 1 開発区域内の現況写真。
2 開発行為を一時中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書。
3 開発行為を再開しようとするときは、工事工程表。
4 開発行為を廃止しようとするときは、廃止後における当該土地の利用計画を示す図書。

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

福 島 県 知 事

氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

年 月 日付け福島県指令 第 号（最終変更 年 月 日付
け福島県指令 第 号）で許可された林地開発行為の事業区域において災害が発生した
ので、福島県林地開発許可制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村	
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール	
開 発 行 為 の 目 的		
着 手 年 月 日	年 月 日	
災 害 発 生 年 月 日		
災 害 発 生 原 因		
被 災 の 状 況		
応急措置の の 内 容	実 施 期 日	～
	実 施 内 容	
復 旧 対 策	実 施 期 日	～
	復 旧 計 画 内 容	

- （添付書類） 1 災害の現況写真、及び被災状況平面図。
2 応急措置を講じた状況写真。

林地開発計画変更許可申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

年 月 日付け福島県指令 第 号（最終変更 年 月 日
付け福島県指令 第 号）で許可された林地開発行為について、下記のとおり計画を変更したいので申請します。

記

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市	町	大字	字	地番
開発行為に係る 森林の土地の面積	変 更 前	変 更 後	増減内訳		
	ヘクタール	ヘクタール	増 減	ヘクタール	
開発行為の目的					
開発行為の完了予定年月日	変 更 前				
	変 更 後				
変 更 理 由					
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後			
備 考					

- (注 意) 1 要綱第9条第3項に掲げる書類を添付すること。
 2 「開発行為の目的」欄に変更がある場合は、変更後の開発目的を記載すること。
 3 「変更理由」欄及び「変更事項」欄については、その記載事項が複雑なときは「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。
 4 備考欄は、他の法令等の規制に関する変更手続きの状況等を記載すること。

林地開発計画変更届出書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

年 月 日付け福島県指令 第 号（最終変更 年 月 日
付け福島県指令 第 号）で許可された林地開発行為について、下記のとおり計画を変更
したいので、福島県林地開発許可制度実施要綱第9条の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る森林の 所在場所	市	町	大字	字	地番
開発行為に係る 森林の土地の面積	変更前	変更後	増減内訳		
	ヘクタール	ヘクタール	増	減	ヘクタール
開発行為の目的					
開発行為の完了予定年月日	変更前				
	変更後				
変更理由					
変更事項	変更前	変更後			
備考					

- (注 意) 1 要綱第9条第3項に掲げる書類を添付すること。
 2 「変更理由」欄及び「変更事項」欄については、その記載事項が複雑なときは「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。
 3 備考欄は、他の法令等の規制に関する変更手続きの状況等を記載すること。

林地開発行為完了届出書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

年 月 日付け福島県指令 第 号（最終変更 年 月 日付け福島県指令第 号）で許可された林地開発行為について、下記のとおり完了したので、福島県林地開発許可制度実施要綱第10条の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村	
開発行為に係る森林の 土地の面積	ヘクタール	
開発行為の目的		
完了 内容	完了年月日	年 月 日
	完了区分	全体完了 部分完了 分割完了（ 工区）
	完了に係る森林面積	ヘクタール
工事 施工 者	住所 氏名	
備 考		

- （添付書類） 1 完了状況写真
2 出来型平面図
3 その他参考資料

- （注 意） 1 部分完了はその内容を備考欄に記載すること。
2 緑化及び植栽に係る確認を受ける場合は、その内容を備考欄に記載すること。
（施工内容、施工時期（施工後〇年経過）、添付資料）